

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 選挙管理委員会告示	所管課(室)名
・ 繰上投票区及び投票期日	選挙管理委員会書記室
・ 衆議院小選挙区選出議員補欠選挙(長崎県第四区)における投票用紙の様式及び規格	〃
・ 選挙長及び同職務代理者の選任	〃
・ 選挙公報掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	〃
・ 政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時	〃
・ 選挙会を行う場所及び日時	〃
・ 選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額	〃

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第31号

令和5年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員補欠選挙(長崎県第四区)において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第56条の規定により、繰上投票を行わせる投票区及びその投票期日を次のとおり定めた。

令和5年10月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

市町名	繰上投票区名	投票期日
西海市	第28投票区(江島地区) 第29投票区(平島地区) 第32投票区(釜浦地区(松島)ほか) 第33投票区(外平地区(松島))	令和5年10月21日

長崎県選挙管理委員会告示第32号

令和5年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員補欠選挙(長崎県第四区)において使用する投票用紙の様式及び規格を次のとおり定めた。

令和5年10月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

1 衆議院小選挙区選出議員補欠選挙（長崎県第四区）投票用紙

令和五年十月二十二日執行
衆議院小選挙区選出議員
補 欠 選 挙 投 票

○ 注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

長崎県選挙管理委員会之印

8.0cm

12.8cm

- 備考 1 投票用紙の色はあさぎ色とし、文字は黒色刷りとする。
2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。

2 衆議院小選挙区選出議員補欠選挙（長崎県第四区）点字投票用紙

(表)

(裏)

令和五年十月二十二日執行
衆議院小選挙区選出議員
補欠選挙投票

○ 注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

点字投票

長崎県選挙管理委員会之印

8.0cm

12.8cm

- 備考 1 投票用紙の色はあさぎ色とし、文字は赤色刷りとする。
2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。
3 点字投票である旨の表示を赤色で印刷するものとする。

長崎県選挙管理委員会告示第33号

令和5年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員補欠選挙（長崎県第四区）における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和5年10月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

選 挙 長		選挙長職務代理者	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
大 塚 英 樹	長崎県長崎市	池 田 耕 治	長崎県長崎市

長崎県選挙管理委員会告示第34号

令和5年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員補欠選挙（長崎県第四区）において発行する選挙公報について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定により、候補者の掲載文の写しを選挙公報に掲載する順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和5年10月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室
- 2 日 時 令和5年10月10日 午後5時15分

長崎県選挙管理委員会告示第35号

令和5年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員補欠選挙（長崎県第四区）における政見放送について、各候補者届出政党の放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和5年10月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室
- 2 日 時 令和5年10月10日 午後5時30分

長崎県選挙管理委員会告示第36号

令和5年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員補欠選挙（長崎県第四区）における選挙会を行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和5年10月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県庁行政棟320会議室
- 2 日 時 令和5年10月24日 午前10時

長崎県選挙管理委員会告示第37号

令和5年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員補欠選挙（長崎県第四区）において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の最高額を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2の規定により次のとおり定めた。

令和5年10月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - イ 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ウ 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - エ 宿泊料（食事料2食分を含む。） 1夜につき12,000円
 - オ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
 - カ 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 基本日額 10,000円
 - イ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃、船賃及び車賃 1のア、イ及びウに掲げる額
 - イ 宿泊料（食事料を除く。） 1夜につき10,000円
- 4 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき10,000円
 - イ 専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（公職選挙法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者 1日につき15,000円

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八九五)
二二一四一

印刷所
長崎市榊島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト